

4 政府現地対策本部等との連携

本部長は、国の非常災害現地対策本部、緊急災害現地対策本部、県の現地災害対策本部等が市内に設置された場合には、連絡員の相互派遣やテレビ会議を活用するなど、十分に連携を図りつつ、機動的な災害応急対策を実施するものとする。

5 災害対策本部の廃止

本部長は、以下に示す場合は、災害対策本部を縮小しまたは廃止することができる。なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記3に準じて関係者等に通知する。

区分	概要
市域観測震度によるもの	災害応急対策が概ね完了したと認める場合。
津波警報等によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、発表中の津波警報を解除し、市内の災害応急対策が概ね完了したと認める場合。
東海地震情報によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、東海地震注意情報または東海地震予知情報を解除した場合。